記　者　発　表　資　料

平成24年 2月20日

国道11号新加賀須野橋（鳴門市方面行き）の車線規制を行います

～　橋梁の長寿命化に伴う補修工事　～

■1級河川今切川に架かる国道11号 新加賀須野橋において、平成24年2月21日（火）～ 2月23日（木）（予定）までの期間、橋梁補修工事に伴い車線規制を行います。

■補修内容：下り車線（鳴門市方面行き）
　Ｐ１０橋脚部伸縮装置の取り替え
　夜間施工（21時～翌朝6時まで）

■昨年12月上旬にはＡ２橋台部伸縮装置の取り替え工事で、皆様にご迷惑をおかけしましたが、無事完了しました。ご協力ありがとうございました。

■引き続き、工事期間中は、通行規制が伴うため皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○　新加賀須野大橋（下り車線）は、架設後21年（平成2年架設）が経過して、伸縮装置部の劣化が進行しています。

○　伸縮装置の破損は、重大な事故に繋がることから、緊急的に対応すべき箇所として、今回工事を行うこととなりました。

○　今後とも、地域の皆様方の声を聞きながら、より良い道路管理を行っていきたいと考えていますので、ご意見・ご要望を以下のアドレスまでお寄せ下さい。

http://www.skr.mlit.go.jp/cgi-bin/tokushima/form.cgi?formid=form001

国土交通省　四国地方整備局　徳島河川国道事務所

本施策は、四国圏広域地方計画「No.5圏域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」の取り組みに関連します。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
TEL：088-654-2211（代表）
副 所 長　庵原 伸二　（内線205）
道路管理第二課長　植田 清　（内線441）

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 徳島国道出張所
TEL：088-699-4511（直通）
◎出張所長　田中 元幸

◎：主たる問い合わせ先

【下り車線第1車線規制時(夜間)】　2月21日(予定)

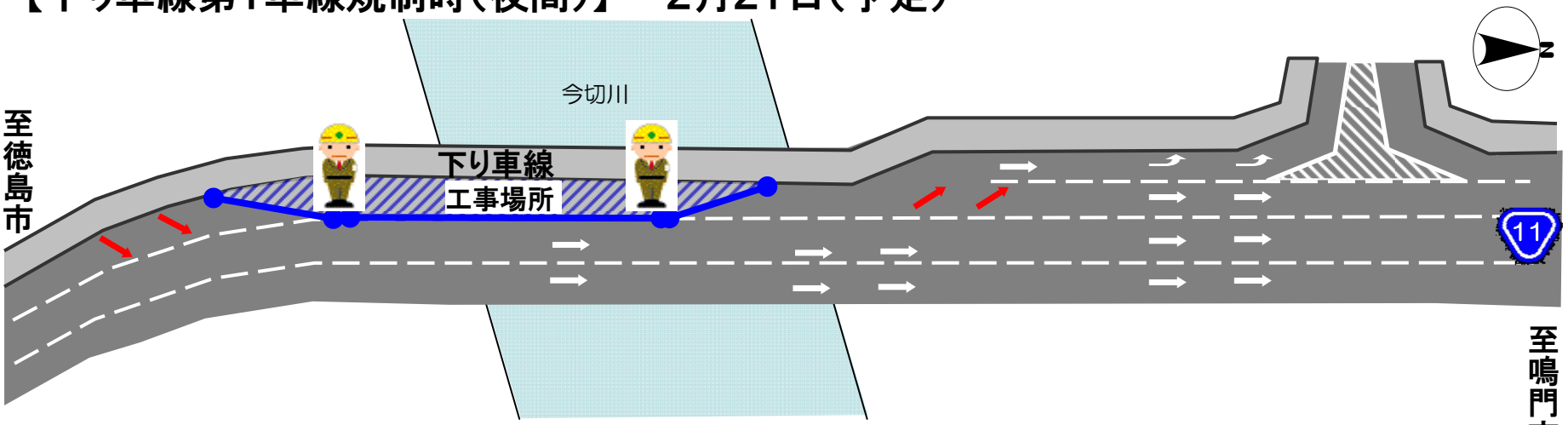

※通行規制は夜間(21時～翌朝6時)を予定しています。
　第1車線を規制しますので、直進車は第2・第3車線を通行してください。
　天候等により延期になる場合があります。

【下り車線第1・第2車線規制時(夜間)】　2月22日(予定)

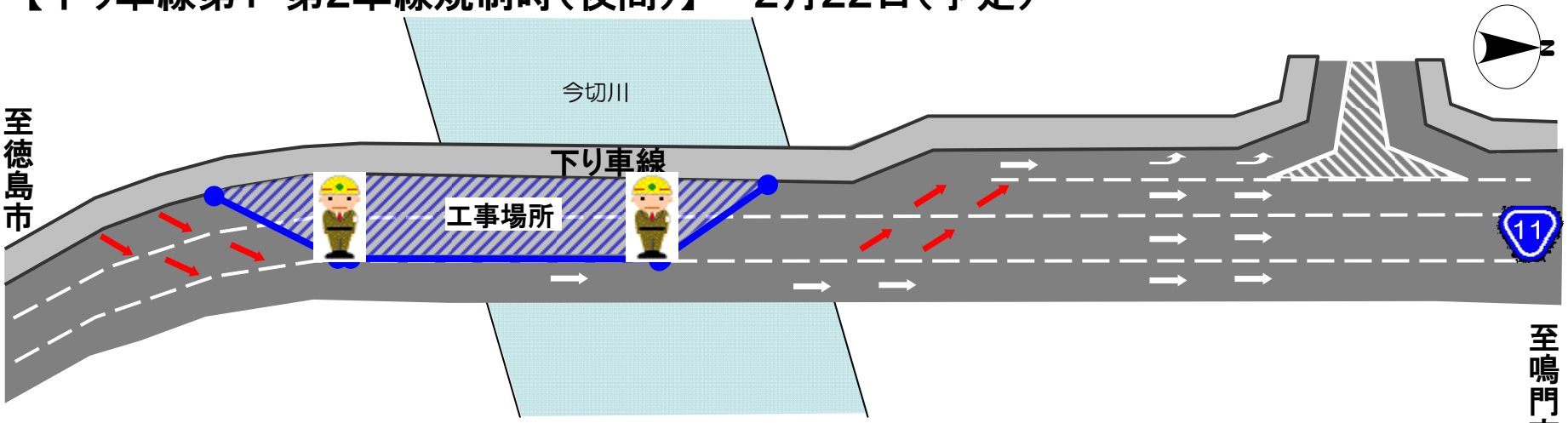

※通行規制は夜間(21時～翌朝6時)を予定しています。
　第1・第2車線を規制しますので、直進車は第3車線を通行してください。
　天候等により延期になる場合があります。

【下り車線第2・第3車線規制時（夜間）】　2月23日（予定）

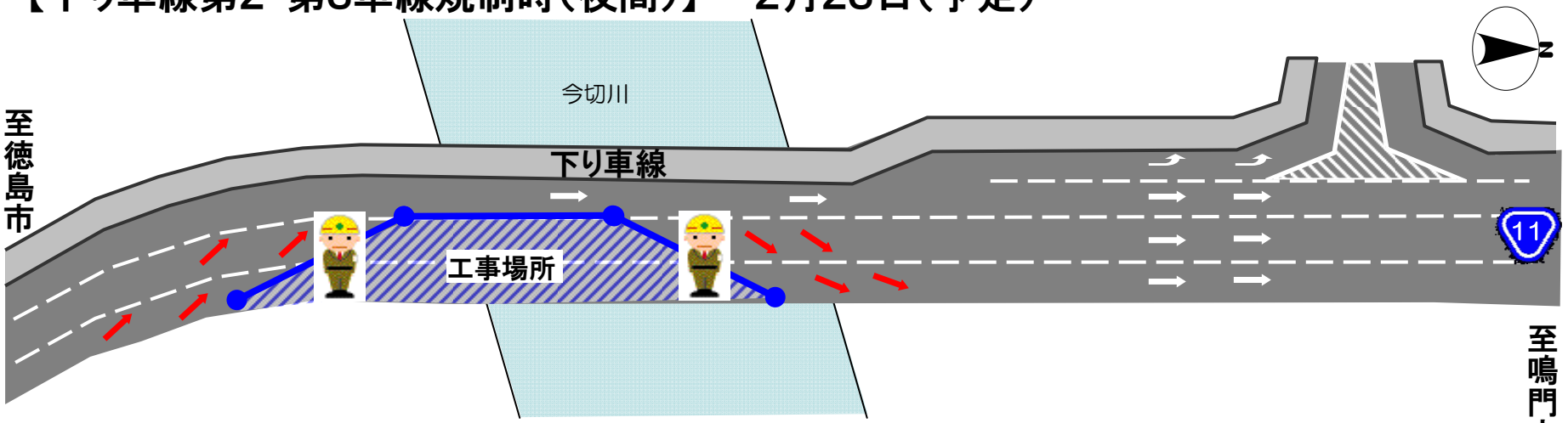

※通行規制は夜間（21時～翌朝6時）を予定しています。
　第2・第3車線を規制しますので、直進車は第1車線を通行してください。
　天候等により延期になる場合があります。

■新加賀須野橋（下り）の損傷状況

国道１１号新加賀須野橋（下り）は１９９０年に架設された橋であり、架設後２１年になります。橋梁点検の結果、P10 橋脚の伸縮装置の破損箇所があることが判りました。

伸縮装置の破損は、重大な事故に繋がることから、緊急的に対応すべき箇所として、今回工事を行うこととなりました。

P10　伸縮装置の破損

伸縮装置取替の例

また、１２月上旬に施工した A2 橋台の伸縮装置については無事工事が終わりました。

A2　伸縮装置の破損

伸縮装置取替完了

■新加賀須野橋（下り）の位置・写真など

■新加賀須野橋（下り）のスケジュール

新加賀須野橋	2月		
	10	20	29
準備工	■	■	
伸縮装置取替工			■
後片付け			■

※天候等により変更となる場合があります。

■四国管内 直轄国道における橋梁の現状

これまで橋梁を含む社会資本は戦後の高度経済成長とともに着実に整備されてきました。しかし、これらの社会資本の高齢化が進行し、適切な維持管理を行わなければ安全性が損なわれる恐れがあります。

四国地方整備局が管理する道路橋は H23.4 現在 2,070 箇所ありますが、1955 年度から 1973 年度にかけての高度成長期に全体の約 44%にあたる 914 箇所が建設されています。今後これらの高齢化が一斉に進むことから、安全性・信頼性を確保していくために、集中的に多額の修繕・架替え費用が必要となることが懸念されます。

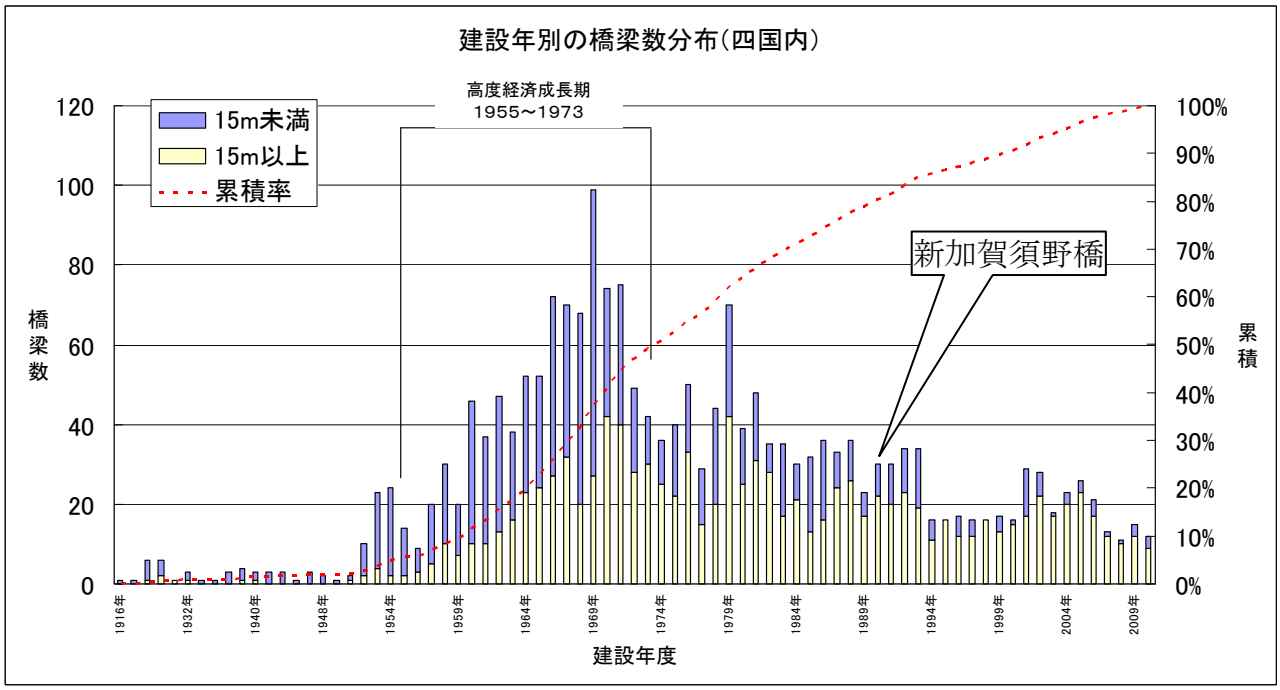

また、四国管内における建設後 50 年以上経過した橋梁数の全管理橋梁箇所数に占める割合は、現在の 13%から 10 年後には約 3 倍の 45%となり、さらに 20 年後は約 5 倍にあたる 66%まで急激に増加します。

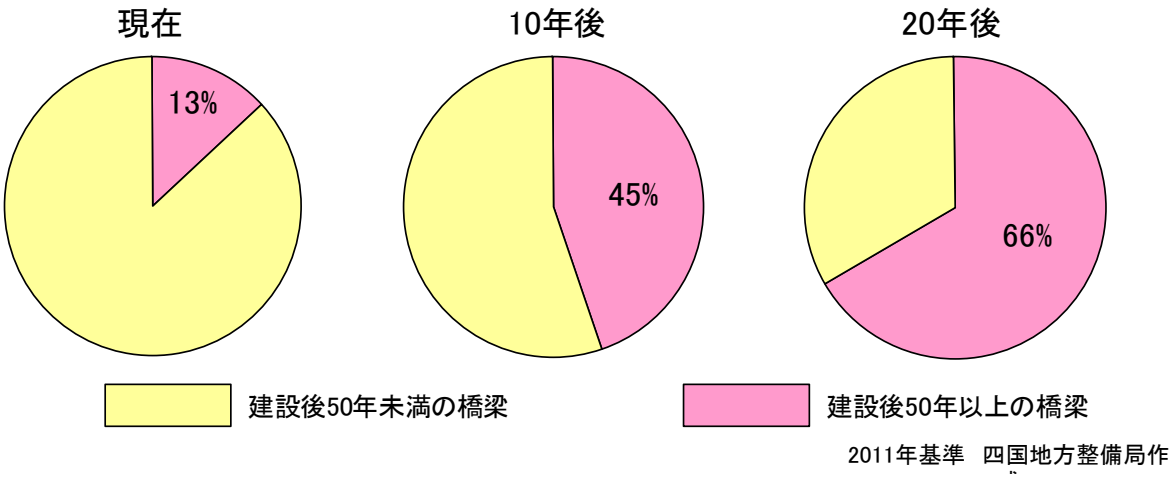

■橋梁の長寿命化による効果

損傷が軽微な段階で適切な補修を行うことで橋梁の長寿命化が図られ、ライフサイクルコストの縮減に繋がる予防保全型管理を目指しています。

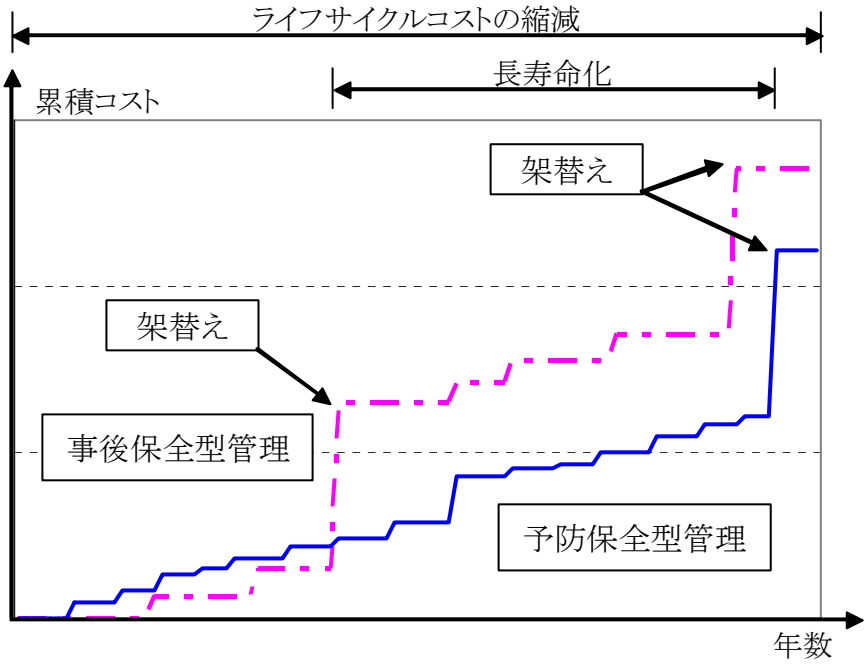

予防保全型管理の効果（イメージ）

■橋梁の定期点検

四国管内の直轄国道における橋梁は、５年に１回の定期点検により、損傷状況を把握しています。

橋梁点検車による定期点検

船による定期点検

目視によるひび割れ点検